

6. 仮設日数

仮設材質料・器材損料及び建設機械賃料等の供用日数の算出は、以下による。

ただし、出水期等の特別な水文気象上の制約及びその他特別な理由により、これにより難しい場合は、別途考慮すること。

供用日数＝施工に必要な実日数＋不稼働日数

不稼働日数＝雨休日数＋その他（出水気、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等））

雨休日数＝施工に必要な日数×雨休率（ $\alpha = 0.7$ ）

- (1) 施工に必要な実日数は、原則として、各作業の工事数量を積算基準書に記載されている作業日当り標準作業量で除したものとし、施工順序やパーティー数（1班を基本とする）を考慮して算出することを標準とする。
- (2) 雨休率（ α ）（工期設定用＝4週8休）には、雨天、土曜、日曜、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇及び恒例の休日等に降る雨の降雨率を考慮している。

7. 運搬費

- (1) 同一現場内で径の異なる2種類以上の杭等を打設する場合の機械の輸送費は、最大の機種のみ計上する。
- (2) 鋼管杭等の杭打機及び軟弱地盤処理の攪拌機の運搬において、試験杭(施工)を実施する場合は、工程・作業手順を考慮の上、試験杭打(施工)時と本杭打(施工)時の2回計上することができる。
- (3) 重建設機械分解・組立・輸送費
 - ① 積算基準書の標準歩掛は、分解組立費用の外にトラック及びトレーラによる運搬費(往復)、賃料・損料費(自走による本体の賃料・損料、賃料適用機械の運搬中本体賃料、賃料適用機械の分解・組立時本体賃料)の全てを含む。よって、運搬基地から現場までの輸送距離を算出する必要はない。
 - ② 歩掛の規格を外れる機械の分解・組立及び輸送費は、別途見積により対応すること。
- (4) 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬
特殊な現場条件により、分解組立を伴い公道等を輸送せざるを得ない場合については、分解組立費用のみ別途計上し、輸送費については共通仮設費率内であり、別途計上は行わない。
- (5) 質量 20t 以上の建設機械の運搬
質量 20t 以上の建設機械の運搬は、建設機械が存在すると推定される場所から工事現場までの距離により積算する。ただし、建設機械の所在を推定することが困難な場合は、各事務所から工事現場までの距離により積算することが出来る。なお、各事務所からの距離で積算した場合、実施状況により、適正に対応すること。

(6) 仮設材の運搬

- 仮設材(鋼矢板・H形鋼・覆工板・敷鉄板等)の運搬費は、仮設材が存在すると推定される場所から工事現場までの距離により積算する。ただし、仮設材の所在を推定することが困難な場合は、次による。
- ① 仮設材の使用量が 50t 未満の場合、各事務所から工事現場までの距離により積算することができる。
 - ② 仮設材の使用量が 50t 以上の場合、岡山市から工事現場までの距離により積算することができる。
※上記①、②を適用した場合、運搬距離が極端に短くなる場合や仮設材を保有するリース会社が存在しない場合があるため、事前に近隣のリース会社に使用する仮設材の保有状況を確認し、工事現場までの距離を計上すること。なお、各事務所等からの距離で積算した場合、実施状況により、適正に変更すること。

(3) 変更業務金額の算定

変更業務金額は、次式により算出した変更業務価格に消費税等相当額を加えたものとする。

$$\text{変更業務価格} = \frac{\text{当初請負価格}}{\text{当初設計価格}} \times \text{変更設計価格} \quad (\text{万円未満切捨て})$$

4. 技術者単価

割増賃金の計上が必要な場合の技術者基準日額(割増賃金を含む総額)は、業務関係積算基準書に記載の計算例を参考にすること。

なお、算出した技術者基準日額(総額)は、1円未満切り捨てとする。

5. 施工歩掛

積算基準によらない場合の施工歩掛の取扱いは、工事編に準ずる。

第1編 測量業務

第2章 測量業務標準歩掛

1. 路線測量

(1) 路線測量において、内容が軽微な場合等で作業計画を必要としない場合は、計上しないことができる。

2. 用地測量

(1) 中心杭又は横断方向杭等が受注者の責によらない理由で欠除している場合は、再測量費用を計上すること。

(2) 用地測量において、内容が軽微な場合等で作業計画を必要としない場合は、計上しないことができる。

(3) 「補助基準点の設置」は、必要に応じて計上すること。

(4) 用地幅杭設置測量と用地境界仮杭設置は異なる作業となるため、必用項目を各々計上すること。

(5) 用地幅杭点間測量は、用地幅杭測量の精度を確認する作業であり、用地幅杭測量を行う場合は必ず計上すること。

(6) 境界点間測量は、境界測量の精度を確認する作業であり、境界測量を行う場合は必ず計上すること。

(7) 計上面積について、土地調書作成は取得対象面積とし、その他は必要作業面積を計上する。用地境界仮杭は、全筆買収の筆には設置する必要がないため、これに該当する場合は、用地仮杭設置測量の計上面積に注意すること。

(8) 土地調書添付図の作成歩掛は次を標準とする。

(分筆前) 10筆当たり

作業工程	所要日数				内外業の別	編成				延日数(人)				各費目の直接人件費に対する割合(%)		
	測量主任技師	測量技師	測量技士補	測量助手		測量主任技師	測量技師	測量技士補	測量助手	測量主任技師	測量技師	測量技士補	測量助手	機械経費	通信運搬費等	材料費
土地所在図 (A)			0.51		内			1				0.51				
土地所在図 (B)		0.18	0.93	0.99	内		1	1	1		0.18	0.93	0.99			1.90
地積測量図 (全筆買収)		0.30	1.17	0.99	内		1	1	1		0.30	1.17	0.99			1.40
地積測量図 (一部買収)		0.30	1.20	1.03	内		1	1	1		0.30	1.20	1.03			1.50
現地調査書	0.27	1.41	2.96	1.43	内	1	1	1	1	0.27	1.41	2.96	1.43	0.80		1.10

- (注) 1. 土地所在 (A) とは、法務局備え付け地図転写による場合をいう。
 (例：法務局に 14 条図面が無い箇所。買収地番の公図に分筆線を記入した図)
2. 土地所在 (B) とは、測量成果転写による添付をいう。(例：1/500 を 1/2,000 等にした図)
3. 土地所在図については、当初発注時計上しないこととし、地積測量図をもって土地所在図を兼ねることが出来ない場合のみ変更契約時に計上する。
4. 現地調査書については、全筆買収の場合、当初発注時計上しないこととし、地図訂正の場合など必要に応じ、変更契約時に計上する。
5. 本歩掛は地域による変化率の対象外である。
6. 本歩掛はすべて諸経費の対象である。

第 2 編 地質調査業務

第 1 章 地質調査業務積算基準

1. 簡易報告書印刷製本費

解析等調査業務費における簡易報告書印刷製本費は、本資料第 3 編第 1 章の「2. 簡易報告書印刷製本費」による。

第 3 編 設計業務

第 1 章 土木設計業務等積算基準

1. 業務委託料の積算

労務費(普通作業員、製図工及び図工)については、その他原価の対象としない。(令和 2 年版治山林道必携 調査・測量・設計編による。)

2. 簡易報告書印刷製本費

簡易報告書印刷製本費は、次式により算出する。ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。

$$\text{簡易報告書印刷製本費 (3部)} = Z \times \frac{\text{直接人件費}}{2}$$

$$Z = (10 - 0.5 \times \text{直接人件費}^{*1}) \quad (\%)$$

(注)

1. Z を算出する際の直接人件費※1 は、百万円単位で小数第 2 位(小数第 3 位四捨五入)とする。
2. Z は、小数第 2 位(小数第 3 位四捨五入)とする。
3. 1 つの設計書に、設計業務の積算体系が複数ある場合は、その直接人件費の合計に対する率により算出し、端数処理(千円未満切り捨て)する。各設計の積算体系における印刷製本費は、それぞれの直接人件費で按分した額(千円単位)を計上する。
4. 直接人件費 1,000 万円以上の場合、簡易報告書印刷製本費(3 部)の上限額は、250 千円とする。
5. 簡易報告書印刷製本費は、3 部を標準としているため、部数を変更する場合は次式により算出した費用(千円未満切り捨て)を計上する。

$$\text{設計書計上の簡易報告書印刷製本費} = \frac{\text{簡易報告書印刷製本費 (3部)}}{3} \times (\text{必要部数})$$